要支援認定　及び
事業対象者の判定を受けた方へ

# 介護予防・日常生活支援総合事業　通所型サービス（従前相当）

**毎日の元気のために、定期的な運動を心がけましょう。**
**無理のない運動・運動の習慣づけ・もっと動けるようになる**
**体力を維持・仲間との交流　　を目的にご利用しませんか。**
**令和５年４月から運動器機能向上加算体制をとります。**



◆ご利用時間
9:15～16:30（送迎対応あり）
※ 楽楽クラス 13:00～16:00（短時間でご利用いただけます。）

◆ご利用曜日
月曜日～土曜日（祝日営業しています）
楽楽クラスは、月曜日及び木曜日のみ対応させていただきます

◆ご利用料金（単位＝円）

| | 要支援１・事業対象者 | 要支援２・事業対象者 |
|---|---|---|
| 基本単位 | 1,672 | 3,428 |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 72 | 144 |
| 運動器機能向上加算 | 225（1 月につき） | |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 1 か月の合計単位の 5.9%を加算 | |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 1 か月の合計単位の 1.0%を加算 | |
| 合計単位 | 2,104 | 4,058 |
| 1 割負担金（1 ヶ月） | 2,104 円 | 4,058 円 |
| 2 割負担金（1 ヶ月） | 4,208 円 | 8,116 円 |

| | | |
|---|---|---|
| 基本単位（1 回数の場合） | 384<br>（月４回まで） | 395<br>（月５回～８回まで） |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 72 | 144 |
| 運動器機能向上加算 | 225（1 月につき） | |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 1 か月の合計単位の 5.9%を加算 | |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 1 か月の合計単位の 1.0%を加算 | |

◆その他、ご不明な点は下記事業所へお問合せください。（担当：川原田・紀平）

**松阪社協飯南支所通所介護事業所**　(24A0700583)
〒515-1302　　松阪市飯南町横野 885 番地
☎（0598）32-8024

